

知っていますか？

飼い主のいない猫



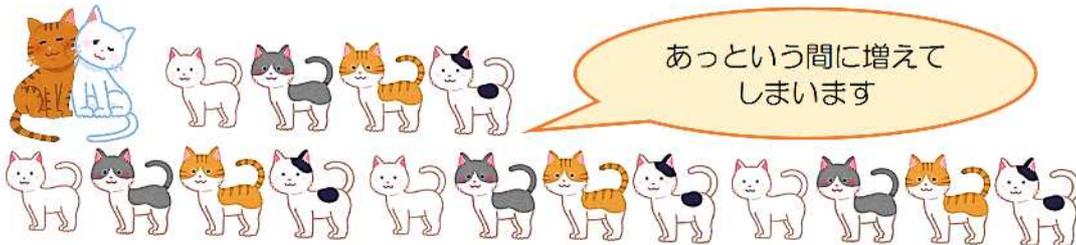
保健所には、飼い主のいない猫（いわゆるノラ猫）に対する苦情や相談が寄せられています。

また、「ノラ猫を処分してほしい」との相談が保健所に寄せられますが、猫は愛護動物にあたり、遺棄や殺処分を目的とした捕獲は『動物の愛護及び管理に関する法律』により禁止されているため、保健所でノラ猫の処分は行いません。

飼い主のいない猫の問題を地域の問題として考えてみませんか

猫に対する苦情や相談は様々です。フンや尿による悪臭が辛い、猫のえさで家の前が汚れている、車に傷がついた、庭が荒らされたなどなど、被害を受けている人にしてみれば、飼い主のいない猫は迷惑な存在かもしれません。

これらの猫の中には、もともとは飼い主がいて、飼い主が飼えなくなって捨ててしまった猫もいます。また、猫は繁殖力が強い動物です。1回の出産で2頭から8頭の子猫を産み、離乳後は次の出産が可能になります。



これらの問題を解決するためには、「飼い主のいない猫の問題」を身近な地域の問題としてとらえ、猫が好きな人も嫌いな人も一緒になって、なぜ地域で猫が問題となっているのか、その原因を十分に考えていくことが大切です。

このような問題の解決策として、猫を排除するのではなく、

- ・猫も命あるものだという考え方で、
- ・その地域にお住まいの皆さんの合意のもとに、
- ・地域で猫を適正に管理しながら共生していく、

「地域猫活動」があります。地域にお住まいの方で、その地域の実情に合わせて、一定のルールをつくり、地域の猫として見守る活動です。



飼い主のいない猫にエサを与えている方へ

おなかをすかせた猫をかわいそうに思い、エサを与えたい気持ちは分かります。しかし、エサを与え続けることで、猫が住みつき、繁殖するようになります。

猫の数が増えると、猫を迷惑に思う人も増えることとなります。猫を地域の嫌われ者にしないためにも、エサを与える以上は、不妊去勢手術、トイレの設置や清掃、食べ残したエサの片付けなど、猫の管理をきちんとすることが大切です。

飼い主のいない猫にエサを与える場合は、次のことに気をつけましょう。

- ・近隣の方にエサやりの理解を得ること
- ・エサやりは近隣の人に迷惑にならない場所で行うこと
- ・トイレを設置し、清掃を行うこと
- ・エサを与えた後には片付けをすること
- ・繁殖しないように不妊去勢手術をすること



生活衛生課では、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の一部を助成しています。

飼い主のいない猫を迷惑に思っている方へ

猫を迷惑に思う理由は様々であることが想像され、なかには「猫がいなくなればいい」と言う人もいるかもしれません。しかし、猫の増える原因を解決せずに猫を排除するだけでは、また同じ問題が起こってしまいます。飼い主のいない猫の問題を自分達の住む地域の問題の一つとして捉え、その対策への理解をお願いします。

<猫除け対策>

- ・猫が入り込む隙間を、金網やネットで塞ぐ。
- ・木酢液、コーヒーかす、ミカンの皮、市販の忌避剤など猫が嫌う臭いがするものをまく。
- ・猫が嫌がる超音波を発生する機械を設置する。



問い合わせ先

葛飾区保健所 生活衛生課 生活衛生係

〒125-0062

葛飾区青戸4-15-14 健康プラザかつしか

電話：03-3602-1242

詳しくはHPで



詳細はお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。